

## 利用規約

病中・病後のお子さまをお預かりすることに関する重要事項について、以下の通り利用規約を定めます。

### 第1条（目的）

保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由（以下「利用事由」という）により、病中・病後のお子さま（以下「病児」という）を一時的に保育するほか、その保育中に体調不良となったお子さまへの緊急対応等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、お子さまの健やかな成長に寄与することを目的とします。

### 第2条（業務内容）

お子さまの保護者は、当病児保育室に対し病児の保育を委託します。当病児保育室はこれを受託し、誠実に遂行します。

### 第3条（利用定員）

1日最大3名までとします。ただし、以下の各号に該当する場合は、当病児保育室の判断で利用定員が制限される場合があります。

- 1) お子さま同士の感染等が懸念される場合
- 2) 当病児保育室の運営上の事由で利用定員を制限する必要がある場合
- 3) その他、当病児保育室が利用定員を制限する必要があると認める場合

### 第4条（利用対象となる病児）

生後6ヶ月から小学校6年生までのお子さまで、流山市内に居住しているか、流山市内に居住していない場合は、市内の保育所・幼稚園・小学校に通っており、以下の各号のいずれかに該当する場合

- 1) 当面、症状の急変等が認められず、病気の回復期に至っておらず、集団保育が困難であり、かつ利用事由が認められるとき
- 2) 病気の回復期ではあるが、集団生活が困難で、かつ利用事由が認められるとき

ただし、以下の各号に該当する場合、利用することはできません。

- 1) 当病児保育室が指定する病名
- 2) 医師の事前診察および、当病児保育室の看護師の所見で受入が困難であると判断した場合
- 3) その他当病児保育室が利用を困難であると判断した場合

### 第5条（利用の最長期間）

利用事由が認められた期間の範囲の中で、原則として1回あたり最大7日以内とします。ただし、当病児保育室の判断で必要最小限の範囲で延長することができます。

### 第6条（開所日）

原則として、以下の各号に掲げる日を除く日を受託日とします。

- 1) 日曜、国民の祝日
- 2) 年末年始（12月29日～1月3日）
- 3) 当病児保育室の運営上の事由で閉所する必要がある場合

### 第7条（開所時間）

第6条で規定する受託日において、午前8時から午後6時までとします。

ただし、当病児保育室の運営上必要と認められる場合、保護者と相談の上で受託時間を変更することができます。

## 第8条（事前登録）

利用希望する保護者は、当病児保育室または流山市に「流山市病児保育事業利用登録申込書」を提出する必要があります。また、当病児保育室が求める書類の提出も必要となります。登録は無料です。

## 第9条（保育時間）

当病児保育室における保育時間については、以下の各号に定める通りとします。

- 1) 委託時間は、「流山市病児保育事業利用申請書」の利用希望時間欄の記載の通りとします。
- 2) 委託者は「流山市病児保育事業利用申請書」に記載する終了時刻までに、必ず当病児保育室へ病児のお迎えを行うものとします。
- 3) 前号2)の終了時間については、原則として延長はできません。

## 第10条（利用予約）

保護者は当病児保育室に対して、利用予約受付時間内（開所日の午前9時から午後5時）に電話にて利用予約を行います。ただし、当病児保育室の利用定員に空きがある場合、当日の利用に関しても受付を行います。利用予約受付時間外の時間についての予約は、当病児保育室の留守番電話にて対応します。その場合、利用可否については翌開所日の8時以降に当病児保育室より連絡を行います。また、利用予約については受付順となります。

## 第11条（利用予約のキャンセル）

保護者は利用予約のキャンセルをする場合、当病児保育室に電話にて利用予約キャンセルの申し出を行います。利用予約受付時間（開所日の午前9時から午後5時）以外の時間帯については、当病児保育室の留守番電話にて対応します。

※キャンセルはなるべく早めにご連絡ください。

※キャンセルの連絡がないまま、利用をしなかった場合、次回以降の利用予約を制限させていただく場合があります。ご注意ください。

## 第12条（病児の送迎）

当病児保育室への病児の送迎は保護者が行うものとします。

## 第13条（利用料金）

保護者は当病児保育室の利用にあたり、病児のお迎え時に別表1・別表2に定める利用料を現金にて支払います。

## 第14条（緊急医療）

当病児保育室は病児に緊急医療措置が必要となった場合、医療機関への救急搬送を行います。その際、保護者への連絡が事後になる場合があります。また、保護者は必要に応じて病児が医療機関で医療措置を受けることに対して事前に同意します。その際、救急医療措置に関する医療措置の内容・結果等に関して当病児保育室は一切の責任を負いません。

## 第15条（利用予約の制限）

当病児保育室は以下の各号に該当する場合、流山市と協議の上、利用予約制限を行う場合があります。

- 1) 連絡を行わず利用キャンセルを行なった場合
- 2) 他の利用希望者の利用を阻害する行為を行なった場合
- 3) 利用料金を未納している場合
- 4) その他、当病児保育室が利用予約の制限の必要性を認める場合

## 第16条（善管注意義務）

当病児保育室は、善良な管理者の注意義務をもって病児をお預かりします。

## 第17条（個人情報の管理）

当病児保育室は、病児およびその保護者の個人情報を施設運営業務でのみ使用します。

## 第18条（免責）

当病児保育室は以下の各号に関して、責任を負いません。

- 1) 当病児保育室を利用した病児の疾病を起因としたあらゆる事象  
※当病児保育室の職員における判断、症状の悪化、障がい、死亡等  
※保育中の物理的な事故・怪我等については、損害賠償保険・障害保険にて対応いたします。
- 2) 事前登録時、利用日等において当病児保育室の職員へお伝えいただいていない事項を起因としたあらゆる事象

## 第19条（責任限度）

当病児保育室は、当病児保育室の責めに記すべき事由によって、病児に事故が生じた場合、当病児保育室が加入している損害保険規約・傷害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、保護者および病児の損害・傷害に対応いたします。

責任限度は同保険金額をもって責任の限度とします。また、保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、当病児保育室は責任を負担するものとします。

以上

病児保育室キッズケア ブルーム  
[運営会社]  
株式会社マザープラネット  
代表取締役 藪本敦弘

### <改定記録>

2017年3月31日 初版作成

### <別表（税込）>

利用者区分	4時間まで	4時間を超過した場合（1時間）
病児が流山市民の場合	2,000円	300円
	前年度の区市町村税が非課税の世帯	1,000円/日
	生活保護を受けている世帯	無料
病児が市民外の場合	3,000円	400円

※非課税の場合は納税証明書を提示していただきます。

※生活保護世帯の場合はそれがわかる書面（受給書・健康保険証等）を提示していただきます。

※生活保護世帯とは、この事業を利用した日におけるその該当の有無をいうものとします。

※住民税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年（1月から5月までの利用については前々年）の所得に対するその該当の有無をいうものとします。

※所得税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該当の有無をいうものとします。

### <別表2（税込）>

イオン水	1本 200円
麦茶	1本 200円
おやつ	1食 100円
おむつ	1食 100円